

【2024年4月改】

2024年4月以降保険始期用  
(介護補償プラン対応版)

# 標準傷害保険

約款冊子の内容は  
共栄火災ホームページをご覧ください。

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、  
あなたもエコしませんか?

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

この街と生きていく

傷害保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

# ケガや介護に備える「標準傷害保険」は、 もしものときの安心をお手頃な保険料でご提供します。

標準傷害保険はココが魅力!

## 魅力①

### 選べる3つのプラン!



① 傷害プラン  
→P.3へ



② 介護補償プラン  
→P.4へ



③ 弁護士費用補償プラン  
→P.5へ

3つのプランをご用意しました。お客さまに最適なプランをお選びください。

## 魅力②

### 充実の補償!

- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- 家庭の内外、仕事中、スポーツ中、買い物中、通勤・通学途上などのケガを補償します。
- ケガによる入院、通院は1日目から補償します。
- ご契約タイプには「個人コース」の他に、ご夫婦そろってご契約いただける「夫婦コース」があります。
- 地震、噴火またはこれらによる津波によってケガをされたときにも保険金をお支払いします。

## 魅力③

### 簡単な手続き!

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。(介護補償プランは、年齢により保険料が異なります。)
- ご契約の際に医師の診査は不要です。(介護補償プランに新規にご契約される場合は、健康状態告知書に回答いただきます(P.10)。)
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご契約いただけます。
- 所定の年齢となるまで自動継続しますので、毎年のお手続きは不要です。

## 魅力④

### 万全のサポート体制!

- もしも事故が起こったら…すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間  
365日受付

事故受付コールセンター

通話料無料

0120-494-599

- その他お問い合わせについて ご契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。

通話料無料

0120-284-506

平日9:00~18:00

#### ご契約いただけるお客さま

介護補償プラン  
以外

##### ① 新規契約

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が、最初にご契約いただく際の保険始期日時点で満79歳以下の方

##### ② 継続契約

被保険者の年齢が、継続契約の保険始期日時点で満84歳以下の方  
(保険期間の満了日時点で満85歳となっている場合は、自動継続できません。)

介護補償プラン

##### ① 新規契約

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が、最初にご契約いただく際の保険始期日時点で満69歳以下の方

##### ② 継続契約

被保険者の年齢が、継続契約の保険始期日時点で満79歳以下の方

(保険期間の満了日時点で満80歳となっている場合、介護一時金補償は終了となります。介護一時金補償部分以外の補償は、自動継続し、保険期間の満了日時点で満85歳となった場合は、自動継続は停止します。(保険契約は終了とさせていただきます。))

# 選べる3つのプラン

自由に組み合わせて  
ご契約いただくこともできます。

日常生活の中には、突然起こる事故や災害によるケガ、必ず訪れる介護の時期、そして弁護士に頼らざるを得ない法的トラブルなど、さまざまなリスクがあります。

標準傷害保険は、3つのプランを組み合わせることで、お客さまに最適な備えをご提供いたします。

- ➔ ①傷害プラン + ②介護補償プラン
- ➔ ①傷害プラン + ③弁護士費用補償プラン
- ➔ ②介護補償プラン + ③弁護士費用補償プラン
- ➔ ①傷害プラン + ②介護補償プラン + ③弁護士費用補償プラン



※2つ以上のプランにご契約いただく場合、個人賠償責任補償(オプション)も合わせてご契約いただく場合は、いずれかのプランにのみセットしてください。  
※複数のプランにご契約される場合は、プランごとにお申込みいただけます。

## こちらをセットすれば、さらに安心!

オプション ▶ 個人賠償責任補償(示談交渉サービス付帯)

保険金額 ▶ 3億円

ショッピング中に  
お店の商品を壊してしまった。



自転車で歩行人に  
ケガをさせてしまった。



飼犬が他人にかみついて  
ケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールを  
ぶつけてケガをさせてしまった。



### 「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス(示談代行)の自動付帯

本サービスは、被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

#### サービス内容

- 示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
  - 解決に向けた示談交渉(示談代行)\*
- ※解決に向けた示談交渉は、被保険者(保険の補償を受けられる方)と被害者(相手方)の同意がある場合となります。



### 自動継続について

ご契約後、保険期間の満了する日の内容で、毎年自動的にご契約が継続されます。保険料はご指定口座からの自動引き落としのため、継続手続きの手間はございません。なお、介護補償プランは年齢により保険料が異なりますのでご注意ください。(\*\*)

- 1 集団扱契約で「解除予告兼コンビニ払込票」にて保険料のお支払いがされた場合等、自動継続できないこともありますのでご注意ください。
- 2 保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。継続を希望されない場合は、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことにより、自動継続停止のお手続きが可能です。※通話料は無料です。
- 3 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。
- 4 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。
- 5 補償内容等の変更有無にかかわらず、保険期間の末日(満期日)の2か月前までに「継続のご案内」により、次のご契約についてご案内します。
- 6 保険期間の満了日時時点で、満85歳となっている場合は、自動継続できません。(保険契約は終了とさせていただきます。)

(\*) 介護補償プランは、継続時の保険料が保険始期日時点で被保険者の満年齢により4区分(65歳未満、65歳~69歳、70歳~74歳、75歳~79歳)に分かれ、65歳以降、79歳までは5歳さざみで保険料が変わります。なお、満65歳、満70歳、満75歳の自動継続時には、変更後の保険料で継続します。



ケガにより発生する、さまざまなリスクに備えます。

# ① 傷害プラン

傷害死亡保険金

傷害後遺障害保険金  
(脊柱後遺等級3級以上)

傷害入院保険金

傷害手術保険金

傷害通院保険金

## ケガをされたときの補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故※により  
被保険者(保険の補償を受けられる方)がケガをされたときに保険金をお支払いします。

### 交通事故によるケガ

車にはねられてケガをした。



駅のホームの階段で転んでケガをした。



### スポーツやレジャー中のケガ

スポーツ中にケガをした。



海水浴に行つてケガをした。



### 旅行中のケガ

海外旅行中にケガをした。



ホテル火災でケガをした。



### 職場でのケガ

資材が倒れてケガをした。



商品をバイクで配送中に  
転倒してケガをした。



### 家庭内のケガ

料理中にヤケドをした。



日曜大工でケガをした。



### 天災によるケガ

地震により倒れた家具で  
ケガをした。



※「急激かつ偶然な外来の事故」については、P.9「補償の概要」(※3)をご参照ください。

● 脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)に対しては、後遺障害等級表の第3級以上(第1級~第3級)に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。

※背骨(脊柱)以外に生じた後遺障害に対しては、第1級~第14級まで補償します。

オプション 「個人賠償責任補償(示談交渉サービス付帯)」をご用意しています。詳しくはP.2をご覧ください。



公的介護保険を補完し、安心をさらに大きくします。

## ② 介護補償プラン

傷害死亡保険金

傷害後遺障害保険金  
(脊柱後遺等級3級以上)

介護一時金

救援者費用等保険金

携行品損害保険金

### 傷害死亡・傷害後遺障害の補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故※により被保険者(保険の補償を受けられる方)が死亡、または後遺障害の状態となったときに保険金をお支払いします。

「交通事故」、「スポーツやレジャー中」「旅行中」「職場」「家庭内」での事故による死亡、または後遺障害

※「急激かつ偶然な外来の事故」については、P.9「補償の概要」(※3)をご参照ください。

天災での事故による死亡、または後遺障害

被保険者が病気やケガ、認知症などにより、  
所定の要介護状態になった場合に介護一時金をお支払いします。

病気(脳卒中等)により  
要介護状態になった。



認知症により  
要介護状態になった。



足腰の衰えにより  
要介護状態になった。



交通事故によるケガにより  
要介護状態になった。



保険金をお支払いする  
所定の要介護状態とは

①公的介護保険制度に基づく「要介護2」以上の認定を受けた場合

②公的介護保険制度の要介護・要支援の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく「障害支援区分」(※1)3以上の認定を受けた場合

(※1)「障害支援区分」とは、公的介護保険制度の「要介護認定」と一致するものではありませんが、身体介助等の判定基準が比較的近いものとなっています。

(介護補償プランの)被保険者の満年齢	特定疾病以外の病気・ケガ等(原因不問)	特定疾病(※2)
65歳~79歳(公的介護保険制度の第1号被保険者)	公的介護保険制度に基づく「要介護2」以上の認定を受けた場合	
40歳~64歳(公的介護保険制度の第2号被保険者)	障害者総合支援制度に基づく 「障害支援区分3」以上の認定を受けた場合	
0歳~39歳(公的介護保険制度の非対象者)		

(※2)初老期における認知症、骨折を伴う骨粗しょう症、脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等)、末期がん等の加齢に伴う特定の16疾病を指します。

ご注意

- 傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、最初にご契約いただいた初年度契約の保険始期日より前であるときは、保険金をお支払いできません。
- ご契約者が事業融資先の関係者(経営者、ご勤務されている方)の場合、介護一時金の保険金額が制限される場合があります。

### 「介護補償プラン」のポイント

#### ① 医師の診査は不要

ご契約にあたって医師の診査は不要です。簡単な健康状態告知のみで契約できます(P.10参照)。

(注)3か月以内に医師の治療を受けた、5年以内に所定の病気で医師の診察を受けた等、所定の告知事項に該当する場合はご契約できません。

#### ② 介護医療保険料控除の対象

介護一時金補償部分の保険料は、税法上、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。(2024年1月現在)

- 救援者費用等補償特約と携行品損害補償特約の詳細につきましてはP.6-9をご覧ください。

オプション 「個人賠償責任補償(示談交渉サービス付帯)」をご用意しています。詳しくはP.2をご覧ください。



法的トラブル解決に向けての弁護士費用等を補償します。

# ③ 弁護士費用補償プラン

傷害死亡保険金

傷害後遺障害保険金  
(脊柱後遺等級3級以上)

弁護士相談・委任費用保険金

## 傷害死亡・傷害後遺障害の補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故※により被保険者(保険の補償を受けられる方)が死亡、または後遺障害の状態となったときに保険金をお支払いします。

「交通事故」、「スポーツやレジャー中」「旅行中」「職場」「家庭内」での事故による死亡、または後遺障害

※「急激かつ偶然な外来の事故」については、P.9「補償の概要」(※3)をご参照ください。

天災での事故による死亡、または後遺障害

お客さまが**トラブル**に巻き込まれ、**弁護士に法律相談**あるいは**委任**を行った場合に**保険金をお支払い**します。

補償対象 ▶ 「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」に関するトラブル

ご注意

- 自動車・原動機付自転車の所有、使用もしくは管理に起因する被害事故は補償対象外となります。
- 「人格権侵害」および「離婚調停」に関するトラブルは、ご契約初年度の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が開始しますので、それより前にこれらの原因事実が発生していた場合には、保険金をお支払いできません。

保険金の種類▶

### ① 弁護士相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

### ② 弁護士委任費用保険金(事故負担割合10%)

弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用(着手金等)に対して保険金をお支払いします。

動画でチェック!!

この補償の内容を詳しく説明しています。



## 日常生活における法的トラブルの具体事例

人格権侵害 ▶ 「セクハラをしているとの偽情報を広く流された。慰謝料を請求したい」

労働関連 ▶ 「サービス残業を強いられた。未払いの残業代を請求したい」

被害事故 ▶ 「自転車に追突され、ケガを負わされたが、相手が交渉に応じない」



Pick Up

保険金支払事例 ▶ 自己負担1万円で30万円が取り戻せたケース

自転車に追突され、足を骨折して入院を余儀なくされた。治療費など30万円を加害者に損害賠償請求しているが、応じてくれない。

「弁護士相談・委任費用補償」から、弁護士への相談費用・委任費用が保険金として支払われます。

▶ 弁護士に支払った費用

法律相談 **2万円**

+

弁護士委任 **10万円**

= 弁護士相談・委任にかかった費用 **12万円**のうち

▶ 保険金のお支払額

弁護士相談費用保険金 **2万円**

+

弁護士委任費用保険金  
10万円×(100%-10%\*) **9万円**

= **合計 11万円**の保険金支払い

\*費用の10%は自己負担となります。

少額被害事故でも安心して弁護士に相談できます。

オプション 「個人賠償責任補償(示談交渉サービス付帯)」をご用意しています。詳しくはP.2をご覧ください。

# 補償の概要

## 保険金の種類

### 傷害死亡保険金

#### 保険金をお支払いする場合

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

### 傷害後遺障害保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合

→ 脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約付帯

### 傷害入院保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に入院された場合

### 傷害手術保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術(※5)を受けられた場合

### 傷害通院保険金

被保険者(※2)が急激かつ偶然な外来の事故(※3)によりケガ(※4)をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に通院された場合  
なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。

### 介護一時金

- ① 公的介護保険制度に基づく「要介護2」以上の認定を受けた場合
- ② 公的介護保険制度の適用対象外の方が障害者総合支援制度に基づく「障害支援区分3」以上の認定を受けた場合

#### お支払いする保険金(※1)

##### 傷害死亡保険金額の全額

(注)すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

骨折などによって背骨(脊柱)に生じた後遺障害(脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害)について、お支払いする傷害後遺障害保険金を後遺障害等級表の第1級から第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて傷害後遺障害保険金額の78%~100%をお支払いします。なお、背骨(脊柱)以外に後遺障害が生じた場合は、後遺障害等級表の等級(第1級から第14級まで)に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

##### 傷害入院保険金日額×入院日数

(注1)事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。

(注2)傷害入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害入院保険金は重複してお支払いできません。

以下の金額をお支払いします。

① 入院中(注)に受けた手術の場合

傷害入院保険金日額×10

② 上記①以外の手術の場合

傷害入院保険金日額×5

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1,000日以内の手術1回に限りです。

(注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

##### 傷害通院保険金日額×通院日数(90日限度)

(注1)傷害入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

(注2)傷害通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害通院保険金は重複してはお支払いできません。

(注3)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※8)を固定するために被保険者(※2)以外の医師の指示によりギプス等(※9)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

##### 介護一時金の額

#### 保険金をお支払いできない主な場合(※1)

- ・ 保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ・ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ・ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- ・ 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※6)
- ・ 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ・ ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
- ・ 自動車・オートバイ・モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- ・ O157などの細菌性食中毒、ノロウイルスなどのウイルス性食中毒
- ・ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※7)のないもの
- ・ プロボクサー等の危険な職業に従事している間に被ったケガ

など

- ・ 保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・ 被保険者(※2)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転
- ・ 被保険者(※2)の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ・ 被保険者(※2)のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
- ・ 被保険者(※2)の先天性疾患
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※6)(※10)
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※10)

など

保険金をお支払いする場合

被保険者(※2)が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者(※2)または被保険者の親族が費用(搜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用等)を負担した場合

- ①搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ②急激かつ偶然な外来の事故(※3)により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます。)外において被った急激かつ偶然な外来の事故(※3)によるケガを直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)または継続して14日以上入院された場合

被保険者(※2)の居住の用に供される住宅外で被保険者(※2)が携行する被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により損害を被った場合

(注) 次の物は保険の対象となりませんので、ご注意ください。  
有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、自動車、自転車、携帯電話 など

お支払いする保険金(※1)

負担された費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。

(注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度となります。

(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が負担された費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
○この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{負担された費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

損害が生じた携行品の時価(損害が生じた地および時における携行品の価額をいいます。)を基準に算定した損害額(ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円(現金・乗車券等については合計して5万円)を限度とします。)のほか、第三者に対する求償権の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用と損害の発生または拡大の防止に要した必要または有益な費用との合計額から、1回の事故につき3,000円を差し引いた額をお支払いします。

(注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。

(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
○この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額}^{(*)} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

ただし、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その再調達価額を基準とする他の保険契約等がないものとして算出した額をお支払いします。

(\*) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。(「免責金額」とは、保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引かれる金額をいいます。)

保険金をお支払いできない主な場合(※1)

- ・保険契約者、被保険者(※2)、保険金受取人の故意または重大な過失により発生した費用
- ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことにより発生した費用
- ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故により発生した費用
- ・脳疾患、疾病、心神喪失により発生した費用
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波により発生した費用(※17)
- ・戦争、内乱、暴動などにより発生した費用(※6)
- ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故により発生した費用
- ・むちうち症、腰痛等を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの  
など

- ・保険契約者、被保険者(※2)の故意または重大な過失による損害
- ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによる損害
- ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害(※17)
- ・戦争、内乱、暴動などによる損害(※6)
- ・携行品の置き忘れ、紛失
- ・自然の消耗、かび、変色
- ・擦り傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷  
など

弁護士相談費用・  
弁護士委任費用保険金

（親族間紛争（離婚調停等）  
遺産分割調停等）の追加補償

（労働に関する  
紛争の追加補償）

個人賠償責任保険金（オプション補償）

保険金をお支払いする場合

被保険者（※2）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※11）が当事者となる、保険期間中に原因事実（※12）が発生した次の①～③のいずれかに該当する紛争（※13）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金請求権者（※14）に保険金をお支払いします。

- ①被害事故<sup>(注1)</sup>に関する紛争
- ②人格権侵害に関する紛争<sup>(注2)</sup>
- ③借地または借家に関する紛争

**(注1)** 財物の盗難または詐取等にあったことによる被害事故の場合、警察への届出を行ったものに限りします。

**(注2)** 警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できる紛争に限りします。

被保険者（※2）が当事者となる、保険期間中に原因事実（※12）が発生した次の①・②のいずれかに該当する紛争（※13）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。ただし、被保険者（※2）が負担した、調停等に要した費用に限りします。

- ①離婚調停等に関する紛争
- ②遺産分割調停等に関する紛争

**(注)** この追加補償の保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降に可能となります。

被保険者（※2）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※11）が当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した次に該当する紛争（※13）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。

○労働に関する紛争

**(注)** 職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛を原因事実とする紛争は、警察等の公的機関もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できるものに限りします。

被保険者（※2）が次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

○被保険者（※2）ご本人の方が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

○被保険者（※2）の日常生活に起因する偶然な事故

お支払いする保険金（※1）

1つの弁護士相談につき、弁護士相談費用の額を、弁護士相談費用保険金として弁護士相談費用保険金額を限度にお支払いします。また、1つの弁護士への委任につき、所定の算出方法により算出した弁護士委任費用（着手金、報酬金、手数料、調停等の手続きに要する費用および諸経費（※15）の他、裁判所またはあっせん・仲裁機関に対して要した費用）の額から、自己負担（費用の合計の10%に相当する額）を差し引いた額（※16）を、弁護士委任費用保険金として弁護士委任費用保険金額を限度にお支払いします。

**(注1)** 保険期間を通じ、弁護士相談費用保険金額および弁護士委任費用保険金額をもって限度とします。

**(注2)** 弁護士に相談または委任をされる場合は、事前に共栄火災に書面にて通知し、承認を得る必要があります。なお、お支払いする弁護士相談費用または弁護士委任費用は、事前に共栄火災が同意した額が限度となります。

**(注3)** 同一の紛争に起因して行われた一連の弁護士相談または弁護士への委任は、弁護士相談もしくは弁護士への委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士相談または弁護士への委任とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士相談または弁護士への委任が行われた時に、一連の弁護士相談または弁護士への委任が行われたこととします。

**(注4)** 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
○この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額}^{(*)} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(\*) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担割合および免責金額を適用した額とします。

損害賠償金、訴訟費用や弁護士報酬、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。

**(注1)** 損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。

**(注2)** 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。

**(注3)** 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
○この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額}^{(*)} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

**(注4)** 訴訟費用等は損害賠償金が個人賠償責任保険金額を上回る場合には個人賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合（※1）

・保険契約者、被保険者（※2）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※11）の故意、重大な過失または契約違反による紛争

・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる紛争（ただし、自殺行為については、保険金の支払対象となる紛争の原因事実によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金の支払対象となります。）

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による紛争（※17）

・財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色、ひび割れ、虫食い等による紛争（ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は保険金の支払対象となります。）

・職務遂行に関する紛争（※18）

・職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に関する紛争

・被保険者（※2）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※11）とその親族間で発生した紛争（※19）

・以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」

- ・医師などによる診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
- ・あんま、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復その他これらに類似のもの
- ・法令により医師などに限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示
- ・身体美容または整形

・以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」

- ・環境汚染
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足など
- ・電磁波障害

・自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した「被害事故に関する紛争」

・債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争（ただし、詐取による「被害事故に関する紛争」に該当する場合は保険金の支払対象となります。）

・被保険者（※2）の行為に起因して発生したことが明らかに認められる「離婚調停等に関する紛争」

・保険契約または共済契約に関する紛争（※19）  
など

・保険契約者、被保険者（※2）の故意による損害賠償責任

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任（※17）

・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任（※6）

・職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者（※2）がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。）

・被保険者（※2）と同居する親族に対する損害賠償責任

・他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任

・心身喪失に起因する損害賠償責任

・自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

・被保険者（※2）ご本人の方が居住する住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

など

(※1) 傷害保険金(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)については、すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、前記記載にかかわらず、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。

(※2) 被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は下表のとおりです。続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
下記以外	○	-	-
傷害(夫婦コースの場合)	○	○	-
個人賠償責任補償*3	○	○	○

\*1 保険証券記載の被保険者の方をいいます。

\*2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

○「同居」となる場合の例

- ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合
- ・病院に一時的に入院されている場合 など

○「同居」とならない場合の例

- ・単身赴任、海外赴任している場合
- ・介護施設に永続的に入所されている場合 など

\*3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(※3) 急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

### <上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

(※4) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒は含みません。

(※5) 対象となる手術は以下のとおりです。

- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(※6) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガや費用、損害等は補償の対象となります。

(※7) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※8) 所定の部位とは、肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※9) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、またはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(※10) これらに該当した被保険者の数の増加が、介護一時金補償部分の計算の基盤に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(※11) 「被保険者を親権者とする未婚のお子さま」とは、被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚のお子さまをいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事実発生時におけるものをいいます。

(※12) 「人格権侵害に関する紛争」および「離婚調停等に関する紛争」については、原因事実が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までに発生した場合、保険金をお支払いできません。

(※13) 日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものに限りします。

(※14) 「保険金請求権者」とは、紛争の当事者である被保険者をいいます。なお、「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」における原因事実によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士相談または弁護士への委任を行う者を含みます。

(※15) 「諸経費」とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代等の発送費用、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

(※16) 
$$\text{お支払いする弁護士委任費用保険金の額} = \text{弁護士委任費用} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%) \text{の額}$$

となります。

(※17) 天災補償は、ケガに関する保険金のみです。

(※18) ただし、「労働に関する紛争の追加補償特約」を付帯する場合は、同特約による保険金の支払対象となります。

(※19) ただし、「親族間紛争(離婚調停等・遺産分割調停等)の追加補償特約」を付帯する場合は、同特約による保険金の支払対象となります。

## 介護一時金健康状態告知書

(以下、「健康状態告知書」といいます。)

必ず裏面(P.11)を確認のうえ、  
ご回答ください。

- 「介護補償プラン」のご加入を希望される場合は下記の質問にお答えいただき、加入の可否をご確認ください。
- ご回答にあたっては、裏面(P.11)の「介護一時金支払特約 健康状態告知確認事項」「介護一時金支払特約 健康状態告知書の補足事項」を合わせてご確認ください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となられる方にご確認いただいたうえで、保険契約者が質問にご回答ください。

### 質問事項

質問 ①	<p>次のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・告知日現在、けがや病気により入院中または療養のため、終日、就床中である、またはけがや病気により入院の予定がある。</li> <li>・告知日から過去1年以内に、けがや病気で手術を受けたこと、または入院したことがある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
質問 ②	<p>告知日現在、次のいずれかの行為の際に、他人の介助または補助具が必要である。</p> <p>歩行    食事    排せつ    入浴    衣類の着脱    公共交通機関の利用    店での買い物</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
質問 ③	<p>次のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことがある。</li> <li>・今までに、障害者総合支援制度の障害支援区分の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことがある。</li> <li>・今までに、医師により次のいずれかの病気と診断されたことがある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症(アルツハイマー病、レビー小体病、血管性認知症、前頭側頭葉変性症、ピック病など)</li> <li>・脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞)</li> <li>・心臓病(狭心症、心筋梗塞、心臓弁膜症、心不全、心筋症)</li> <li>・膠原(こうげん)病(関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、シェーグレン症候群)</li> <li>・骨折歴を伴う骨そしょう症</li> </ul>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

### 「介護補償プラン」へのご契約可否

上記の3つの質問のお答えが、  
全て「**いいえ**」である場合

「介護補償プラン」に  
ご契約いただけます。  
※保険契約申込書の「健康状態告知書」欄へご回答ください。

上記の3つの質問のお答えに、  
1つでも「**はい**」がある場合

「介護補償プラン」に  
ご契約いただけません。

#### ご注意

このページに回答をご記載いただいても、「健康状態告知書」にご回答いただいたことになりません。  
必ず保険契約申込書の「健康状態告知書」欄へご回答ください。

## 介護一時金健康状態告知確認事項

～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

### 1.告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご契約者間の保険料負担の公平性を保つため、ご契約者および保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)には、保険契約の締結に際し、健康状態について事実を正確に告知していただく義務(告知義務)があります。

### 2.書面による回答のお願い

□代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人に確認のうえ、書面(保険契約申込書の健康状態告知書)にご回答ください。

### 3.正しく告知しなかった場合の取扱い

□健康状態告知書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

□告知義務違反によりご契約を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金をお支払いすることができません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がなければ、保険金をお支払いすることがあります。

### 4.傷病歴等を告知した場合の取扱い

□共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。ご回答内容によってはご加入をお断りすることもあります。

### 5.告知内容の共栄火災による確認

□お申込後または保険金のご請求の際、告知内容について確認させていただくことがあります。

### 6.保険責任の開始期前の発病等の取扱い

□正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に保険金支払事由の原因となる傷害、疾病等が生じていたときは、保険金をお支払いできません。ただし、初年度契約の保険始期から1年経過した日の翌日以降に保険金支払事由が発生した場合は保険金をお支払いできることがあります。

### 7.「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意

□現在のご契約を解約し、新たなご契約をお申込みされる場合も、新規のご契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受けができなかったり、その告知をされなかったためにご契約が解除となることもあります。

□新たなご契約の保険責任の開始期前に保険金支払事由の原因となる傷害・疾病等が生じていた場合、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在のご契約の解約日以降は、解約日以前に保険金支払事由の原因となった傷害、疾病等が生じていた場合であっても、解約日以降に発生した保険金支払事由については、保険金をお支払いできません。

(注)被保険者ご本人の年齢が満15歳未満の場合は、親権者のうちいずれかの方にご確認のうえ、健康状態告知書にご回答ください。

## 介護一時金健康状態告知確認事項(健康状態告知書の補足事項)

□「就床中」とは、医師の指示による就床を指し、その期間、場所を問いません。また、「終日、就床中」とは、食事、排泄、入浴等の日常生活を営むうえで最低限の行為を行う以外は、終日床について寝ているような状態をいいます。

□「他人の介助」または「補助具(の利用)」は、その頻度を問いません。

□「補助具」とは、特定の動作を行うことができない人を助ける器具のことをいい、具体的には、杖、歩行器、シルバーカー(手押しの歩行補助車)、義肢、装具、車椅子などが該当します。

□「公的介護保険」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

□「障害者総合支援制度」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害者総合支援制度をいいます。

□「認定の申請をしたことがある」には、申請をしたが認定されなかった場合や、現在申請中の場合を含みます。

□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

- この書面では、標準傷害保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方には必ずご説明ください。

**契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** → ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については、パンフレットや普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

### (1)ご契約形態等

#### ①ご契約形態

しんきんの傷害保険「標準傷害保険」のご契約形態は、信用金庫の会員<sup>\*1</sup>の方にご契約いただける「集団扱契約」と、すべての方にご契約いただける「一般契約」とがあります。<sup>\*2</sup>

集団扱契約と一般契約とは、保険料や払込猶予期間の取扱い等が異なります。お客さまのご契約形態については、保険契約申込書に記入されたものとなりますので必ずご確認ください。なお、ご契約形態が集団扱契約の場合は、「個人会員」、「法人会員」、「法人会員の代表者」の別も保険契約申込書に記入していただきますので、併せてご確認ください。

※1 信用金庫の「会員」とは、信用金庫に出資金をお支払いいただいた方(個人会員・法人会員)をいいます。なお、集団扱契約としてご契約いただける方は、個人会員、法人会員(法人)、法人会員の代表者です。

※2 信用金庫(代理店)によっては、「集団扱契約」または「一般契約」のいずれか一方のみの取扱いとしている場合があります。

#### ②被保険者の年齢とご契約引受

新たにお申込みいただく際、保険始期日時点での被保険者の年齢が次のそれぞれの年齢以上の場合、お申込みの保険を引き受けることはできません。

プラン	新規加入不可年齢
介護補償プラン以外	満80歳
介護補償プラン	満70歳

#### ③自動継続制度と補償終了

お引き受けしたご契約の保険期間満了時は、自動継続制度により自動継続されますが、保険期間満了時点での被保険者の満年齢が満85歳以上となっている場合、自動継続は停止され、補償は終了となります。

#### ④介護補償プランについて

保険期間の満了日時点で満80歳となっている場合、介護一時金補償は終了となりますが、介護一時金補償部分以外の補償は自動継続し、保険期間の満了日時点で満85歳となった場合、自動継続は停止します。(保険契約は終了とさせていただきます。)

※保険期間中に、介護一時金をお支払いした場合、介護一時金支払い特約は失効となり、介護一時金補償を除いたプランへの変更手続きが必要となります。

### (2)商品の仕組み

**契約概要**

この保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

- 様々な急激かつ偶然な外来の事故<sup>\*</sup>により、保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)がケガをされたとき
- 被保険者が遭難された場合等で、被保険者または被保険者の親族が捜索・救助費用を負担したとき(介護補償プランのみ)
- 被保険者がケガや病気などにより、要介護状態となられたとき(介護補償プランのみ)
- 被保険者が携行する身の回りの品が偶然な事故により損害を被ったとき(介護補償プランのみ)
- 被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した下記のいずれかに該当する紛争について、保険期間中に弁護士に相談または委任をする場合に、その費用を負担されたとき(弁護士費用補償プランのみ)

「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」

- 被保険者の日常生活における偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担されたとき(オプション)

※「急激かつ偶然な外来の事故」については9ページ「補償の概要」の(※3)をご参照ください。

### (3)被保険者の範囲

**契約概要**

9ページ「補償の概要」の(※2)をご参照ください。

### (4)基本となる補償内容

**契約概要**

**注意喚起情報**

#### ①保険金をお支払いする場合

6-9ページ「補償の概要」の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

#### ②保険金をお支払いできない主な場合

6-9ページ「補償の概要」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

#### ③主な特約の概要

特約には、次の2種類があります。

ア.ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約【自動セット特約】

イ.ご契約時にお申出があり、共栄火災が引き受ける場合にセットされる特約【任意セット特約】

特約・補償の種類	概要
保険契約の継続に関する特約【自動セット特約】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。</li> <li>●共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。</li> <li>●継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。</li> <li>●継続契約の保険期間の初日(始期日)現在の年齢が満85歳以上となる場合にはご契約は継続されません。</li> <li>●補償内容等の変更有無にかかわらず、自動継続する前に次のご契約についてご案内します。</li> </ul>

(注)自動継続停止のお申出について

保険期間の末日(満期日)の2か月前までに送付される「継続のご案内」に記載されている連絡先(コールセンター)へお電話いただくことでお手続きが可能です。(通話料無料)

## (5) 補償重複について 注意喚起情報

次表の特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様のご契約(傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらかの保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(注)

(注)一契約のみに特約等をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

### <補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償	普通傷害保険 賠償責任補償特約
弁護士相談・委任費用補償	普通傷害保険 弁護士費用等補償特約

## (6) 保険金額の設定等 契約概要

- ① 保険金額は、保険料表の『ご契約コース』でご案内しています。
- ② 保険金額の設定(『ご契約コース』の選択)にあたっては、次のa.~d.にご確認ください。
  - a. お客さまが実際に契約する保険金額は、保険契約申込書の保険金額欄でご確認ください。
  - b. 保険金額(『ご契約コース』)は、被保険者の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定(選択)してください。なお、下記ア. またはイ. のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなりますのでご注意ください。
    - A. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
    - イ. 被保険者の同意がない場合
  - c. 夫婦コースでご契約いただく場合、配偶者の方の年齢・同意にかかわらず、ご契約いただける配偶者の方の傷害死亡保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約と合算して1,000万円までとなります。
  - d. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

## (7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ① 保険期間(保険のご契約期間)は1年間です。
- ② 保険責任は、新規のご契約については、保険期間の初日の午前0時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。
- ③ 継続契約の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始し、保険期間の末日の午後4時に終了します。

## (8) 保険料の決定の仕組みと払込方法

### ① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は選択されるご契約コース、オプションの有無などにより決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。

#### <介護補償プランの保険料>

介護補償プランについては、継続契約の保険始期日現在の満年齢に応じて保険料が変わります。

### ② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、全額を一時に払い込む一時払(口座振替)となります。

### ③ 保険料の払込猶予期間の取扱い 注意喚起情報

○ 払込猶予期間までに保険料の払込がない場合、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

(注) 保険料をお支払いいただく前に事故が発生し保険金をご請求される場合は、保険金をお支払いする前に保険料をお支払いいただくことがあります。

○ 保険料は、保険始期日の属する月の翌月26日\*(以下、「第1回引落日」といいます。)にご指定の口座から引き落とします。第1回引落日に口座振替ができなかった場合は、次のような取扱いとなります。

	払込猶予
一般契約	第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 (注) 一般契約の口座振替による払込の猶予は第1回引落日の属する月の翌月26日*までとなります。
集团扱契約	○ 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、ご指定の口座から改めて引き落とします。 ○ 第1回引落日の属する月の翌月26日*に、引き落としができなかった場合、後日、共栄火災より解除予告兼コンビニ払込票をお送りします。そこに記載された期日までに所定のコンビニエンスストアでお支払いください。 (注) 集团扱契約の保険料の払込猶予期限は第1回引落日の属する月の翌々月末日です。

\* 金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

## (9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 ご契約時におけるご確認事項

### (1) 告知義務(保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な情報として共栄火災が告知を求めるもので、保険契約申込書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

#### ■ 告知事項

- 被保険者(保険契約申込書の被保険者(本人)欄記載の方)の職業・職種
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報  
(注) 「他の保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
- 被保険者の生年月日・満年齢(介護補償プランのみ)
- 健康状態告知書の質問事項(介護補償プランのみ)

#### <健康状態告知書について>

- ① 新たにご加入いただく方、または継続加入で保険金額が増額となる契約タイプに変更するなど補償範囲を拡大する方は「健康状態告知書」にご回答いただけます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。

② 「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。必ず「健康状態告知書」の回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。

### (2) クーリングオフ制度 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除(「クーリングオフ」といいます。)を行うことができますが、この保険の保険期間は1年のため、クーリングオフの対象とはなりません。ご契約の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

### (3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

- ① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合  
傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ② 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合  
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、ご契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意のないままに契約されていた場合は、ご契約が無効となります。  
(注) 企業等がご契約者および傷害死亡保険金受取人となり従業員等を被保険者とする場合は、ご契約者から被保険者(従業員等)のご家族等に対し保険の契約についてご説明ください。
- ③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合  
被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

#### (4)「現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意 **注意喚起情報**

現在のご契約を解約し、新たなご契約をお申込みになる場合も、通常の新規のご契約と同様に告知義務があります。介護補償プランでは、傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除となることもあります。

介護一時金支払特約の補償について、新たな介護補償プランのご契約の保険期間の開始より前に傷害・疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じていたときは、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、要介護状態の開始日が現在のご契約の解約日以降となる場合は、解約日以前に傷害・疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じていても、現在のご契約では保険金をお支払いできません。

### 3 契約締結後における注意事項

#### (1)ご注意ください事項

ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合には、契約内容の変更等が必要となります。取扱代理店または共栄火災にご通知ください。

#### (2)解約返れい金の有無 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または共栄火災までお申出ください。

##### ■ご注意ください事項

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。

#### (3)被保険者からのご契約の解約 **注意喚起情報**

被保険者のご契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者はご契約者に対してこの保険契約の解約を求めることができます。

### 4 その他ご留意いただきたいこと

#### (1)取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、共栄火災との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領などの契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、共栄火災と直接契約されたものとなります。

#### (2)保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。上記のほか、ご契約の移転等の際にご契約の条件の算定基礎となる基礎率が変更される場合など、補償割合が変更される場合があります。

#### (3)個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### ●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

##### ●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

#### (4)重大事由による保険契約の解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

- ③ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤前期①～④のほか、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

#### (5)継続契約について

- 保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

##### <補償内容変更の例>

- ・特定の補償項目の保険金額を減額または増額する。
  - ・お支払いする保険金の対象を少なくする特約をセットする。
  - ・特定の補償項目を補償対象外とする特約をセットする。
  - ・補償内容を拡大する(新たに特約をセットする等)。
- 介護補償プランでは、継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日(始期日)における被保険者の満年齢により計算するため、継続前の保険料と異なることがあります。

#### (6)事故が起こった場合

- ①事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。
- ②損害賠償金の全部または一部を承認しようとされるときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。あらかじめご相談いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ③賠償事故の解決のために共栄火災がお手伝いする内容
  - 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝いをします。
  - 日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合、被保険者と被害者の同意があるときは、被保険者のために示談交渉を行います。ただし、被保険者が正当な理由なく共栄火災への協力を拒まれた場合には、示談交渉を行いません。
- ④事故が発生した場合や要介護状態となられた場合には、保険金の請求書、ケガ・要介護状態の内容および損害の程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、要介護状態の内容を証明する書類、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- ⑤保険金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### (7)その他

万一ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、保険会社にご照会ください。この保険契約のうち、介護一時金補償部分の保険料は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります(2024年1月現在)。なお、上記取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

お申込みいただいた後は… **ご家族の方にもご契約内容についてお知らせください。《代理請求制度について》**

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ること

で、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にもこの保険をご契約していること、およびご契約内容の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

# あんしんダイヤル 標準傷害保険の付帯サービス一覧

信用金庫で標準傷害保険にご契約いただいた皆様へ専用ダイヤルサービスをご提供します。通話料無料でご利用いただけます。サービス利用の専用電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封の案内チラシをご覧ください。

サービス名	サービス内容	受付時間
健康・介護相談	健康・介護に関し、専門スタッフが相談をお受けいたします。毎日の健康づくりや、病気の症状などについての相談、全国の医療機関の情報提供など。	24時間365日 [ 専門医相談・栄養相談は予約になる場合もごさいます。 ]
専門医相談	専門医(精神科、心療内科を除く)による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや、近くに専門病院がない場合に有効です。	
栄養相談	栄養士が食生活の改善等に適切なアドバイスをいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週 火・水・木曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	毎週 水曜日 10:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	
福祉用具相談案内 (利用時有料)	介護福祉機器の取扱業者をご紹介します。公的介護保険制度を利用せずに福祉用具等を使用するときは割引制度があります。	平日9:00~17:00
自宅で受けられる 「がん予防検診」 サービス案内 (利用時有料)	早期発見と発病予防のため、検体を郵送することで自宅に居ながら受けられるがん検診(大腸がん検査、子宮頸がん検査、前立腺がん検査、胃検診)をご紹介します。 ・案内チラシ兼申込書を郵送します。	

※年金・税務・法律相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。早くにご予約で一杯になり、お断りすることもありますので早めのお電話をお願いします。

※ご相談の内容やご利用の状況によっては、相談をお受けできない場合や制限させていただく場合がございます。

●当サービスは予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

## その他お問い合わせについて

ご契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。



通話料無料 **0120-284-506**  
受付時間 平日9:00-18:00

## もしも事故が起これたら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。



24時間365日受付 **事故受付コールセンター**  
通話料無料 **0120-494-599**

## 保険に関するご相談・苦情は

商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターでも承ります。

### カスタマーセンター

通話料無料 **0120-719-112** 受付時間 平日9:00-18:00

## 指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

ナビダイヤル 通話料有料 **0570-022-808** 受付時間 平日9:15-17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

## その他ご注意

- このパンフレットは標準傷害保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- 標準傷害保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この保険契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

<引受保険会社>

**共栄火災海上保険株式会社**

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

<取扱代理店>